

令和3年12月24日

病院長・診療所長各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
病院診療所担当理事 三松 興道

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
交付要綱の改正について

標記の件につきまして神奈川県医師会より通知がまいりましたのでお知らせいたします。

神奈川県医師会
会長 菊岡 正和
(公印省略)

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)
交付要綱の改正について

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

また、平素より本会活動にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記につきまして神奈川県健康医療局長より別添のとおり通知が参りました。本件は、神奈川県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括愛補助金（医療分）交付要綱を制定しておりますが、この度、改正された旨をお知らせするものになります。

併せて、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）申請受付を開始したとのことです。

つきましては、貴会におかれましても本件ご了知いただくとともに、貴会会員へご周知いただきますようお願い申し上げます。

なお、神奈川県より神奈川モデル認定医療機関及び発熱診療等医療機関につきまして固別にご連絡していることを申し添えます。

和3年度新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金（病床確保料など）については、現在要綱改正中のため、準備が整い次第、改めてご案内予定とのことです。

記、県の要綱や国の要綱につきましては、県ホームページにも掲載しております。

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/ga4/covid19/kinnkyuuhoukatsushiennhojokinn.html>

標記要綱の主な改正箇所

対象期間：(旧) 令和3年4月1日から令和3年12月31日まで

↓

(新) 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

申請書の提出期限：令和4年1月7日（金）当日消印有効

問合せ先：TEL 045-285-0646（医療危機対策本部室 調整グループ）

事務担当：病院診療所支援課 佐藤

〒231-0037

横浜市中区富十町2-1



医危第 2618 号
令和3年12月17日

神奈川県医師会長 様
神奈川県病院協会長 様

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、別添のとおり、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、御多忙のところ誠に恐縮ですが、貴会会員にご周知いただきたくお願い申し上げます。

なお、神奈川モデル認定医療機関につきましては、本県から個別にご連絡しておりますことを申し添えます。

《別添資料》

- ・令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱等一式
- ・【参考】医療機関あて通知

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電 話 045-285-0646

電子メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp



医 危 第 2618 号
令和3年12月17日

県内関係医療機関管理者 様

神奈川県健康医療局長
(公印省略)

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱の改正について（通知）

本県の健康医療行政につきまして、日頃より御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本県における新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大防止や医療提供体制の整備等を促進するため、別添のとおり、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、この交付制度の活用を希望する医療機関にあっては、申請書等を提出くださるようお願いいたします。

《別添資料》

- ・令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱等一式
- ・令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請について（医療機関向け）

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

電 話 045-285-0646

電子メール iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
の申請（令和4年3月31日まで）について

標記の補助金については、これまで令和3年12月31日までを対象期間として申請を受け付けてきましたが、このたび令和4年3月31日までを対象期間とする申請の受け付けを開始いたしますので、この交付制度の活用を希望する団体にとっては、次のとおり申請書等を提出くださるようお願いいたします。

1 対象事業及び実施者

交付要綱別表1のとおり。

2 対象となる期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日

3 申請書の提出期限

令和4年1月7日（金）（当日消印有効）

※申請受付後、順次審査を行い、交付決定を行います。

※今回受付ける新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）は、原則、実績に応じた精算払いを基本とします。早期の支払いが必要など、特別な事情がある場合は個別にご相談ください。

4 提出書類

(1) 連絡票

(2) 第1号様式「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施計画」

(3) 別紙1「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画」

(4) 別紙2「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）事業実施額内訳書」

(5) 第2号様式「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付申請書」

※これまでに補助金の交付決定を受けている場合は、既交付決定額を変更する形になりますので、新規交付申請ではなく変更交付申請としてご提出いただきますようお願いいたします。（記載例をご覧ください。）

(6) 別紙3「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）」

※該当する事業区分ごとにそれぞれ作成してください。

※医療機関名の記載をお願いいたします。

(7) 別紙4(1)～(14)

※該当する事業区分ごとにそれぞれ作成してください。

(8) 第9号様式「役員等氏名一覧表」

※これまでに申請されている団体で、役員等の変更がない場合、提出不要です。

(9) 歳入歳出予算書抄本

(10) 補助対象に係る見積書、カタログ、その他各様式で求めている根拠資料等

(11) 事前着手届 ※これまでに補助金の交付決定を受けている場合、提出不要です

5 留意事項

(1) 事業区分ごとに申請できる医療機関の要件がありますので、交付要綱別表1をご確認ください。

(2) 簡易病室又は簡易診察室について、院内の既存の部屋をパーティション等でゾーニングを行うなど、現状復帰可能な改修工事に係る費用は補助対象となり、今年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）中の整備が対象となります。また、その現状復帰に係る費用も、今年度中に現状復帰する場合、補助対象となります。

(3) 昨年度（令和2年度）と異なり、「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」には「支援金」がありません（設備整備事業のみ）ので申請の際はご注意ください。

(4) 今年度から、申請書等への押印は不要となります。

(5) 本補助金は、国費を活用した事業となるため国の会計検査の対象となりますので、証拠書類等は、5年間保管してください。

また、会計検査に際しては、必要に応じて現地調査や証拠書類の検査等が行われますので、ご協力をお願いします。

(6) 病床確保料の補助金は、別途ご案内している「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金」交付要綱により、申請の受付を行います。

(7) 様式等のデータは、県ウェブサイトからダウンロードが可能です（検索：神奈川県 緊急包括支援補助金）。

6 提出先

以下へ郵送してください。

住所：〒231-8588 横浜市中区日本大通1

宛先：神奈川県 医療危機対策本部室 調整グループ交付金担当

問合せ先

医療危機対策本部室 調整グループ 交付金担当

電話 045-285-0646

メールアドレス iryoukiki.chousei.7c7n@pref.kanagawa.jp

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内

1 対象事業（医療機関向け）

令和3年12月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	医療従事者の宿泊施設確保等	① 神奈川県モデル認定医療機関（県認定要綱④又は⑥に該当する医療機関は除く） ② その他知事が認める者 *注1	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	感染患者等入院医療機関の設備整備	① 神奈川県モデル認定医療機関（県認定要綱④又は⑥に該当する医療機関は除く） ② その他知事が認める者 *注1	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	疑い患者等を診察する外来の設備整備	① 帰国者・接触者外来 ② 発熱診療等医療機関 ③ その他知事が認める者 *注2	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	検査に必要な機器	① 政令市 ② 県や市と検査委託の契約を締結している機関	医療危機対策本部室 感染症対策グループ 045-210-4791

*注1：基本的には、神奈川県モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関を想定

*注2：自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者の検査・外来を行う医療機関及び外来で中和抗体療法の実行を行う医療機関（県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院）

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内

1 対象事業（医療機関向け）

令和3年12月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①政令市 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関）*注3	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	医師等を派遣する医療機関等の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関）*注4	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	かわりの医師を派遣する医療機関の派遣経費を補助	①市町村 ②その他知事が認める者（医師の派遣を行う医療機関）	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	休業等となった医療機関に、空気清浄機、消毒経費を補助 ※事業者負担1/2	①市町村 ②その他知事が認める者（感染症患者が発生し、休業又は診療縮小をした医療機関）	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075

*注3：新型コロナウイルス感染症重症患者の治療に必要な医療機器を正しく扱える知識を持った医師等医療従事者の派遣を行う医療機関及び都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修に参加する医師、看護師、臨床工学技士の派遣を行う医療機関（派遣元）

*注4：クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等

- 今回の補助事業は、国の財政措置を踏まえ、令和3年4月～令和4年3月分が対象です。
- 病床確保料は、別途ご案内する「令和3年度神奈川県新型コロナウイルス患者等受入病床確保事業補助金」にて申請が可能です。

神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金のご案内

1 対象事業（医療機関向け）

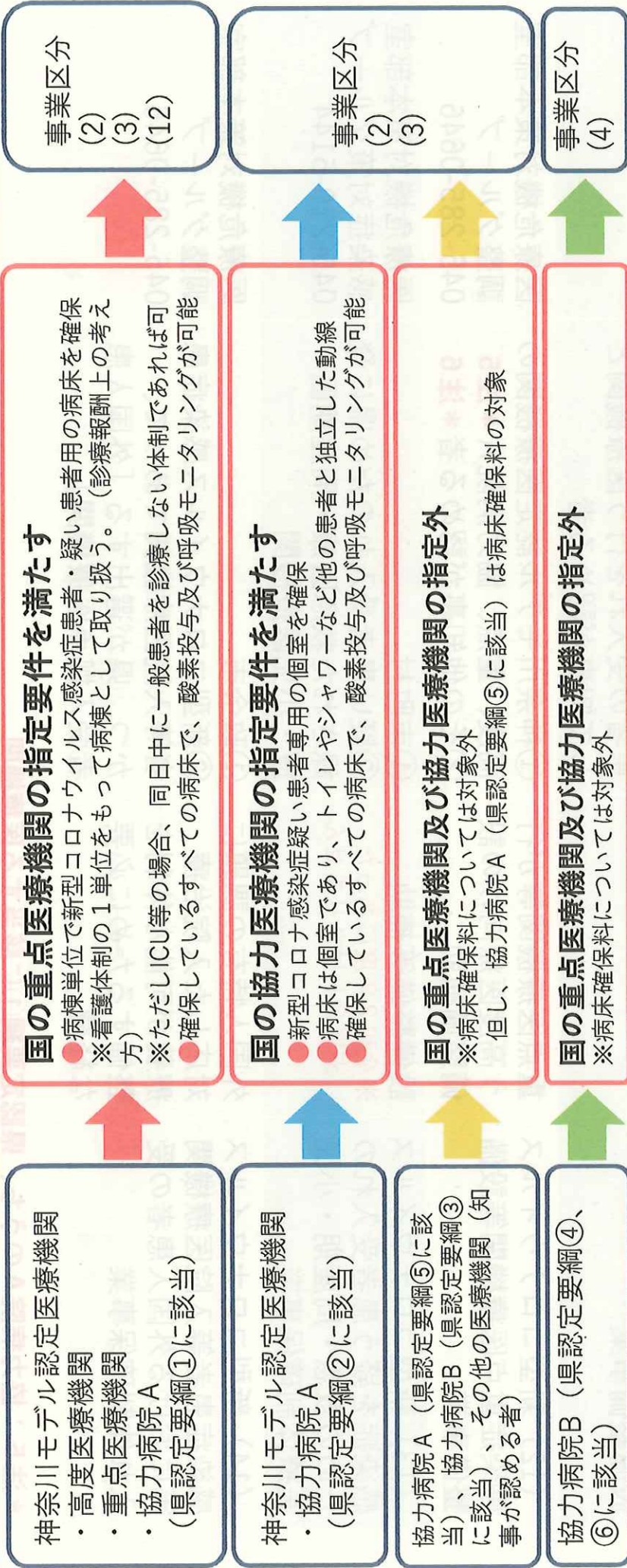
令和3年12月時点

事業区分	内容	実施者	問合せ先（対象施設の要件について）
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	多言語の看板や電光掲示板等の医療機関内での整備を支援	①県が選出する「外国人患者受入拠点医療機関」であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0075
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	重点医療機関等が行う高度医療向けの設備整備補助	①神奈川県モデル認定医療機関の高度、重点、協力病院A *注5 ②その他知事が認める者 *注6	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	設備整備等補助 ※令和2年度にあった「支援金」はありません	①市町村 ②疑い患者受入れのため県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療機関	医療危機対策本部室 感染症対策グループ 045-210-5144
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	外国人特有の課題に対応した入院治療・療養が可能な体制を整備するために必要な経費	①政令市 ②新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者受入拠点医療機関」	医療危機対策本部室 調整グループ 045-285-0646

*注5：協力病院Aのうち、県認定要綱①に該当する医療機関

*注6：体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等への高度な医療を提供する医療機関

神奈川県モデル認定医療機関と国の指定要件との関係



国の重点医療機関の指定要件を満たす

- 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者・疑似患者用の病床を確保 ※看護体制の1単位をもって病棟として取り扱う。(診療報酬上の考え方)
- ※ただしICU等の場合、同日中に一般患者を診療しない体制であれば可能
- 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能

国の協力医療機関の指定要件を満たす

- 新型コロナウイルス感染症疑似患者専用の個室を確保
- 病床は個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線
- 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能

国の重点医療機関及び協力医療機関の指定外

※病床確保料については対象外
但し、協力病院A（県認定要綱⑤）は病床確保料の対象

国の重点医療機関及び協力医療機関の指定外

※病床確保料については対象外

協力病院A

- 新型コロナウイルス感染症の軽症患者又は中等症患者の入院管理（県認定要綱第4条第2項①該当）
- 新型コロナウイルス感染症の疑似患者の入院管理（同②該当）
- 中和抗体療法の施行を行うために確保した専用病床において適応患者の短期入院の受入れ（同⑤該当）

協力病院B

- 高度医療機関等において、厚生労働省通知に定める退院基準を満たした患者の入院管理（同③該当）
- 自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者に係る検査・外来診療の実施（同④該当）
- 外来で中和抗体療法の施行（同⑥該当）

病床確保料は別途ご案内の「受入病床確保事業」補助金にて補助

指定要件の詳細は、要綱別添「神奈川県モデルにおける重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」参照

なお、神奈川県モデルの精神科コロナ重点医療機関、周産期コロナ受入医療機関、小児コロナ受入医療機関、透析コロナ患者受入医療機関、在宅難病患者受入協力病院など、あらかじめ県の依頼に基づき患者の受入れ、病床確保等を行う医療機関については、実態に
応じて(2)、(3)、(12)を可とする。（事前に県にご相談ください。）

発熱診療等医療機関の事業区分（４）への申請について

1 補助対象設備及び上限額

対象設備	上限額
HEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）	1施設当たり 905,000円
HEPAフィルター付きパーテーション	1台当たり 205,000円
簡易ベッド	1台当たり 51,400円
簡易診療室※及び付帯する備品	実費相当額

※簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室です。

院内の既存の部屋を簡易診療室にするために行った、現状復帰可能な改修工事に係る費用は補助対象になりません。（病院における簡易病院も同様）

※個人防護具については、令和3年9月28日付厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「次のインフルエンザ流行に備えた体制について」において、「『診療・検査医療機関』に検査に必要な個人防護具（PPE）が行き渡るよう、国からの配布支援を行う」とされていることから、原則、補助対象とはしません。ただし、既に10月以降分を購入をしている場合は、補助対象となりませんので申請できません。

2 その他

- 空気清浄機、パーテーションを申請する場合は、設置場所の図面を添付してください。
- 他の補助金で申請しているものについては重複して申請できません。
- 発熱診療等医療機関で事業区分（４）のみを申請する場合、概算払いの対象とはなりません。（精算払いのみ。なお、概算払いが必要な場合は個別にご相談ください。）

院内感染によりクラスターが発生した医療機関等への支援等について

令和2年12月14日付け厚生労働省事務連絡「新型コロナウイルス感染症の院内感染によりクラスターが発生した医療機関等への財政的な支援及び医師・看護師等派遣の支援について」においてご案内のとおり、次の財政的支援が受けられます。

対象経費	内容	対象事業
重点医療機関の病床確保料	クラスター発生時の空床や休止病床について重点医療機関の空床確保の補助対象とすることが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業
感染拡大防止等支援	院内等での感染拡大を防ぎながら必要な医療を提供するための診療体制確保等に要する費用が補助対象となり、消毒・清掃・リネン交換等の委託料、感染性廃棄物処理、個人防護具の購入費等に活用することが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> 令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止・医療提供体制確保支援補助金【P9参照（国直接補助金）】
消毒支援	消毒経費が補助対象となり、消毒経費の補助を行うことが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症対策事業 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業
医師・看護師等派遣の支援	クラスターが発生した医療機関等に対して医師・看護師等を派遣する医療機関等に補助を行うことが可能です。	<ul style="list-style-type: none"> DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業

終了しました

- 今年度は、原則、概算払いは行わず、実績に応じた精算払いを行います（希望により概算払可）。
- 申請書の送付は、令和4年1月7日（金）までにお願ひします（**当日消印有効**）。

スケジュール	
12月	申請受付開始
1月	1月7日（金） 交付申請受付×
2月	2月中 特別な事情による※ 変更交付申請受付予定
3月	3月31日（木）までに交付決定

受付後、順次
①審査
②交付決定

※1月申請後、院内クラスターの発生や医療従事者の派遣を行ったなど、申請額の増加が判明した場合などを想定

補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも令和5年6月30日までに県に報告（補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還）

その他の医療機関への支援（国から該当する医療機関に直接交付）

下記の事業は、**国から該当する医療機関に直接支給される交付金**です。
 交付を希望される医療機関は、期限までに**国の指定する宛先へ直接、申請**をしてください。
 厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikumi.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和3年度新型コロナウイルス感染症感染拡大防止継続支援補助金	院内等で感染拡大を防ぐための取組を行う、 保険医療機関	令和3年11月1日 (予定) から 令和4年1月31日
令和3年度新型コロナウイルス感染症対応医療機関労災給付上乘せ補償保険加入支援事業	県等の要請を受けて新型コロナウイルスへの対応を行う う次のいずれかの保険医療機関等 ①神奈川県モデル重点医療機関等 ②帰国者・接触者外来設置医療機関 ③地域外来・検査センター及び地域外来・検査センターに出務する医療従事者の勤務先 ④発熱診療等医療機関（国の呼称は「診療・検査医療機関」）	令和4年2月26日 (当日消印有効)

●申請書の提出は、令和3年11月1日（要）までに医療機関の窓口（県庁印刷課）へ。

●会社連名で「印刷」欄に記入は、印刷に際しては提出書の写しを提出する（要領に準って郵送可）。

その他の医療機関への支援（国から該当する医療機関に直接交付）



下記の事業は、**国から該当する医療機関に直接支給される交付金**です。
 交付を希望される医療機関は、期限までに**国の指定する宛先へ直接、申請**をしてください。
 厚生労働省Webサイト：https://www.mhlw.go.jp/stf/covid-19/seifunotorikum.html#h2_6

事業名	対象医療機関	申請期限
令和3年度新型コロナウイルス感染症拡大防止・医療提供体制確保支援補助金	①令和2年度に補助を受けていない医療機関等 (i) 発熱診療等医療機関（国の呼称は「診療・検査医療機関」） (ii) 医療機関・薬局等 (iii) 「令和2年度インフルエンザ流行期における新型コロナウイルス感染症疑似患者を受け入れる救急・周産期・小児医療機関体制確保事業」による補助を受けた医療機関 ② 令和2年度に補助を受けた医療機関 同補助金の申請日以降に新たに診療・検査医療機関（仮称）の指定を受けた医療機関であって、同補助金の補助基準額（上限額）が100万円より低い医療機関	令和3年9月30日 （当日消印有効） 終了しました
令和3年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業	県から新型コロナウイルス感染症患者等の受入病床を割り当てられた医療機関 （神奈川県モデル高度医療機関、重点医療機関及び重点医療機関協力病院A（神奈川県モデル医療機関認定要綱第4条第2項①、②又は⑤のいずれかに該当））	令和3年9月30日 （必着） 終了しました

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）

連絡票

医療機関名			必須
連絡先	担当者所属		必須
	担当者名		必須
	電話番号		必須
	FAX番号		
	メールアドレス		必須

※申請書類の内容確認などで連絡することがあります。
書類の作成者など、申請内容の確認ができる方の連絡先を記載ください。

申請の区分（新規又は変更） ※プルダウンで選択	新規	必須
----------------------------	----	----

補助金の交付申請に必要な書類は次の様式です。
申請書類の確認に使用してください。

項目	確認内容	チェック
第1号様式 (事業実施計画)		
別紙1		
別紙2		
第2号様式 (交付申請書)		
別紙3	各事業（1～14）ごとに作成してください	
別紙4	別紙3と別紙4はセットです	
第9号様式 (役員等氏名一覧表)	新規申請の場合、必須です 変更申請の場合、役員等の変更がなければ不要です	
予算抄本		
補助対象に係る見積書など		
事前着手届	未提出の場合、提出が必要です	

※申請書等は、原則、押印不要です。

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱 新旧対照表

新	旧
<p>令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助の対象）</p> <p>第2条 補助の対象とする事業は、<u>令和3年11月24日医政発1124号第14号・健発1124第3号、薬生発1124第1号</u>厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表1の第1欄に定める事業区分ごとに第2欄に定める実施者が行う事業のうち、第3条に定める事業実施計画に記載されたものとする。</p> <p>第3条～第17条（略）</p> <p>（実施期間）</p> <p>第18条 実施期間は、令和3年4月1日から<u>令和4年3月31日</u>までとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p>	<p>令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱</p> <p>第1条（略）</p> <p>（補助の対象）</p> <p>第2条 補助の対象とする事業は、<u>令和3年10月1日医政発1001号第19号・健発1001第6号、薬生発1001第4号</u>厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表1の第1欄に定める事業区分ごとに第2欄に定める実施者が行う事業のうち、第3条に定める事業実施計画に記載されたものとする。</p> <p>第3条～第17条（略）</p> <p>（実施期間）</p> <p>第18条 実施期間は、令和3年4月1日から<u>令和3年12月31日</u>までとする。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年6月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。</p> <p>附 則</p>

この要綱は、令和3年8月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

る。

別表1

1 事業区分	2 実施者
(1) (略)	(略)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p><軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費></p> <p>1 政令市</p> <p><医療従事者の宿泊施設確保に係る経費></p> <p>2 神奈川県モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院は除く)(注1)</p> <p>3 その他知事が認める者</p>
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関整備事業	<p>1 神奈川県モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院は除く)(注1)</p> <p>2 その他知事が認める者</p>
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	<p>1 帰国者・接触者外来</p> <p>2 発熱診療等医療機関(注2)</p> <p>3 その他知事が認める者(注3)</p>

この要綱は、令和3年8月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表1

1 事業区分	2 実施者
(1) (略)	(略)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<p><軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費></p> <p>1 政令市</p> <p><医療従事者の宿泊施設確保に係る経費></p> <p>2 神奈川県モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第7号に該当する重点医療機関協力病院は除く)(注1)</p> <p>3 その他知事が認める者</p>
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関整備事業	<p>1 神奈川県モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第7号に該当する重点医療機関協力病院は除く)(注1)</p> <p>2 その他知事が認める者</p>
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	<p>1 帰国者・接触者外来</p> <p>2 発熱診療等医療機関(注2)</p> <p>3 外来で抗体カクテル療法の施行を行う医療機関(県認定要綱第4条第2項第7号に該当する重点医療機関協力病院)</p>

(5)、(6)(略)	(略)	(5)、(6)(略)	(略)
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注4)	(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者
(8)(略)	(略)	(8)(略)	(略)
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等を行う医師診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注5)	(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等を行う医師診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注3)
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注6)	(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注4)
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	1 県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者(注7)	(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	1 県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者(注5)

<p>(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業</p>	<p>1 神奈川県モデル認定医療機関のうち次に掲げる者 (注8)</p> <p>(1) 高度医療機関</p> <p>(2) 重点医療機関</p> <p>(3) 重点医療機関協力病院 (県認定要綱第4条第2項第1号に該当する協力病院A)</p> <p>2 その他知事が認める者 (注9)</p> <p>(略)</p>	<p>(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p>	<p>(注1)、(注2) (略)</p> <p>(注3) 自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者の検査・外来を行う医療機関及び外来で中和抗体療法の施行を行う医療機関 (県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院)</p> <p>(注4) 都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修に参加する医師、看護師、臨床工学士の派遣を行う医療機関 (派遣元)</p> <p>(注5) (略)</p> <p>(注6) (略)</p>
---------------------------------------	---	--	--

<p>(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業</p>	<p>1 神奈川県モデル認定医療機関のうち次に掲げる者 (注6)</p> <p>(1) 高度医療機関</p> <p>(2) 重点医療機関</p> <p>(3) 重点医療機関協力病院 (県認定要綱第4条第2項第5号に該当する協力病院A)</p> <p>2 その他知事が認める者 (注7)</p> <p>(略)</p>	<p>(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p>	<p>(注1)、(注2) (略)</p> <p>(注3) (略)</p> <p>(注4) (略)</p>
---------------------------------------	---	--	--

- (注5) (略)
- (注6) (略)
- (注7) (略)
- (注8) (略)
- (注9) (略)
- (注10) (略)

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)、(2) (略)	(略)	(略)
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初度設備費1床当たり133,000円 ・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり5,000,000円 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人防護具1人当たり3,600円 ・ 簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 ・ 簡易ベッド1台当たり51,400円 ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり21,000,000円 	(略)

- (注7) (略)
- (注8) (略)
- (注9) (略)
- (注10) (略)
- (注11) (略)
- (注12) (略)

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1)、(2) (略)	(略)	(略)
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 初度設備費1床当たり133,000円 ・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり5,000,000円 <p>※ネーザルハイフローに係る機器を含む</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人防護具1人当たり3,600円 ・ 簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 ・ 簡易ベッド1台当たり51,400円 ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり21,000,000円 	(略)

(4) (略)	(略)	・簡易病室(注1)及び付帯する備品 実費相当額	(略)
(5) 感染症検査 機関等設備整備事 業	(略)	知事が必要と認めた額 【整備対象設備】 ・次世代シークエンサー ・リアルタイムPCR装置(全自動P CR検査装置を含む) ・等温遺伝子増幅装置 ・全自動化学発光酵素免疫測定装置	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) 新型コロナウイルス を診療する医療従 事者派遣体制の確 保事業	(略)	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円 ※対象経費に、県が実施する新型コ ロナウイルス感染症重症患者に対 応する医療従事者養成研修事業に 医師等を派遣する場合、派遣後の 診療体制を構築するための経費及	(略)

(4) (略)	(略)	・簡易病室(注1)及び付帯する備品 実費相当額	(略)
(5) 感染症検査 機関等設備整備事 業	(略)	知事が必要と認めた額	(略)
(6) (略)	(略)	(略)	(略)
(7) 新型コロナウイルス を診療する医療従 事者派遣体制の確 保事業	(略)	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・医師 1人1時間当たり 7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 2,760円	(略)

	<p><u>び派遣する医師等の旅費・宿泊費等を含める。</u></p> <p>(重点医療機関に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 15,100円 ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 <p>令和3年8月19日以降に重点医療機関に医師以外の医療従事者を派遣する場合</p> <p>1人1時間当たり 8,280円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員 1人1時間当たり 8,280円 <p>※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される看護職員の処遇に配慮するよう留意すること。</p>		<p>(重点医療機関に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師 1人1時間当たり 15,100円 ・ 医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 <p>令和3年8月19日以降に重点医療機関に医師以外の医療従事者を派遣する場合</p> <p>1人1時間当たり 8,280円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護職員 1人1時間当たり 8,280円 <p>※ 派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される看護職員の処遇に配慮するよう留意すること。</p>
--	--	--	--

(8) ~ (16) (略)	(略)	(8) ~ (16) (略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症への対応として緊急に必要となる感染拡大防止や医療提供体制の整備等に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、補助金の交付等に関する規則（昭和45年神奈川県規則第41号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助の対象）

第2条 補助の対象とする事業は、令和3年11月24日医政発1124号第14号・健発1124第3号、薬生発1124第1号厚生労働省医政局長、健康局長及び医薬・生活衛生局長連名通知の別紙「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」に基づき、別表1の第1欄に定める事業区分ごとに第2欄に定める実施者が行う事業のうち、第3条に定める事業実施計画に記載されたものとする。

（事業実施計画の作成及び提出）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した第1号様式による事業実施計画を作成し、補助の申請に際して、当該計画を知事に提出するものとする。

- (1) 事業実施計画を作成する者の名称
- (2) 実施する事業の概要及び必要な経費
- (3) その他必要な事項

（申請手続）

第4条 補助金の新規交付申請及び変更交付申請は、補助金の交付を受けようとする者が、第2号様式による申請書に、事業実施計画その他の関係書類を添えて、別に定める日までに知事に提出して行うものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の申請を行うに当たって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあつては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(補助額の算出方法等)

第5条 補助額は、次により算定する。

- (1) 別表1の第1欄に定める事業区分ごとに、第2欄に定める実施者に対し、別表2の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - (2) (1)により選定された額と当該区分の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額(交付基本額)を交付する。
- 2 前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、第4条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかにその決定の内容及びこれに付した条件を記載した補助金交付決定通知書及び変更交付決定通知書を申請者に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて通知するものとする。

(申請の取下げ)

- 第7条 前条の規定による補助金の交付の決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、当該通知書に係る補助金の交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、補助金の交付の申請を取り下げることができる。
- 2 前項の規定により申請の取り下げをしようとする補助事業者は、前条の通知のあった日から10日以内に第3号様式による届出書を知事に提出しなければならない。

(暴力団排除)

- 第8条 神奈川県暴力団排除条例第10条の規定に基づき、申請者が次の各号に該当する場合は、補助金交付の対象としない。
- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員
 - (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団
 - (3) 法人にあつては、代表者又は役員のうち第1号に規定する暴力団員に該当する者があるもの
 - (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が第1号に規定する暴力団員に該当するもの
- 2 知事は、必要に応じ補助金等の交付を受けようとする者又は補助金の交付を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、前項各号のいずれかに該当するか否かを神奈川県警

察本部長に対して確認を行うことができる。

ただし、当該確認のために個人情報や神奈川県警察本部長に提供するときは、神奈川県警察本部長に対して当該確認を行うことについて、当該個人情報の本人の同意を得るものとする。

- 3 知事は、補助事業者が第1項各号のいずれかに該当するときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(交付条件)

第9条 規則第5条の規定による条件は、次のとおりとする。

(1) 知事が適切と認めた法人格を有する団体等への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が30万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（以下、「適正化令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない（補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一部又は一支社及び一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部又は本社及び本所等で消費税及び地方消費税の申告を行

っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。)

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

また、補助事業者が法人その他の団体である場合であって、証拠書類の保存期間が満了しない間に当該団体が解散する場合は、その権利義務を承継する者（権利義務を承継する者がいない場合は知事）に当該証拠書類を引き継がなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

(2) 市町村への補助金の交付の決定には、次の条件を付する。

ア 補助事業の内容又は補助事業の経費の配分を変更しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りではない。

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、すみやかに知事の承認を受けなければならない。

ウ 補助事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合若しくは完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、すみやかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

エ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し又は廃棄してはならない。

オ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

カ 補助事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完

了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

キ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、第7号様式によりすみやかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。

なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

ク 補助金と交付対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第6号様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

ケ 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、県が行う契約手続の取り扱いに準拠しなければならない。

コ 補助事業者は、この補助金の交付と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国又は県の負担又は補助を受けてはならない。

サ その他、規則及びこの要綱の定めに従わなければならない。

シ 市町村が適切と認める法人格を有する団体等に間接補助金を交付する場合には、市町村は以下の条件を付さなければならない。

(7) 本号アからキまでに掲げる条件

この場合において、アからウ、オ及びキの規定中「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と、「第7号様式」とあるのは「市町村が別に定める様式」と、エ中「50万円」とあるのは「30万円」と、「知事の承認」とあるのは「市町村長の承認」と、エ及びキ中「補助金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(4) 間接補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を間接補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管し

ておかなければならない。

ス 県が付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(変更の承認)

第 10 条 補助事業者は、前条第 1 号アからイ及び第 2 号アからイに規定する補助事業の内容を変更し、中止し又は廃止しようとするときは、第 4 号様式による変更(中止、廃止)承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けなければならない。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、補助事業の実施状況に関し、第 5 号様式による実施状況報告書を知事が指定する期日までに知事に提出しなければならない。

(実績報告)

第 12 条 規則第 12 条の規定による実績報告は、第 6 号様式による実績報告書に必要な書類を添えて、事業完了の日から起算して 1 月を経過した日(第 10 条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して 1 月を経過した日)又は別に定める日のいずれか早い日までに知事に報告するものとする。

2 消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 13 条 知事は、補助事業の完了又は中止等に係る前条の実績報告書の提出があったときは、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

2 知事は、前項の規定により補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

3 補助事業者は、前項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第14条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、知事が必要であると認める場合には、補助金の全部又は一部について概算払いすることができる。

2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、第8号様式による補助金支払請求書を知事に提出しなければならない。

(財産処分の承認)

第15条 財産の処分の承認については、「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」によるものとする。

(書類の提出部数)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は2部とする。

(届出事項)

第17条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、すみやかに文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したとき。
- (2) その他申請内容に変更があったとき。

(実施期間)

第18条 実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年7月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年8月30日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月27日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年12月17日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1

1 事業区分	2 実施者
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	1 政令市 (地域保健法(昭和22年法律第101号)第5条の政令で定める市をいう。以下同じ。)
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	<軽症者等の自宅療養及び宿泊療養に係る経費> 1 政令市 <医療従事者の宿泊施設確保に係る経費> 2 神奈川モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院は除く)(注1) 3 その他知事が認める者
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	1 神奈川モデル認定医療機関 (県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院は除く)(注1) 2 その他知事が認める者
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	1 帰国者・接触者外来 2 発熱診療等医療機関(注2) 3 その他知事が認める者(注3)
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	1 政令市 2 新型コロナウイルス感染症の検査を実施する機関 (都道府県等を除く機関) ※ 2に該当する機関は、県等から感染症法に基づく行政検査の依頼があった場合に、迅速かつ確実に検査を実施できる体制を確保すること。
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	1 政令市
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注4)
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業	1 市町村 2 その他知事が認める者
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注5)
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	1 市町村 2 その他知事が認める者(注6)
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	1 県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関であって、かつ、新型コロナウイルス感染症患者の受入れを行う医療機関として知事が認める者(注7)

別表 1

1 事業区分	2 実施者
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	1 神奈川県モデル認定医療機関のうち次に掲げる者（注8） (1) 高度医療機関 (2) 重点医療機関 (3) 重点医療機関協力病院（県認定要綱第4条第2項第1号に該当する協力病院A） 2 その他知事が認める者（注9）
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業	1 市町村 2 疑い患者を診療する医療機関として県に登録された救急医療・周産期医療・小児医療のいずれかを担う機関
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業	1 政令市 2 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関であって、かつ、県が選出する「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関（選出予定を含む。）」である医療機関
(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業	1 市町村 2 その他知事が認める者（注10）
(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業	<職域接種会場の設置、運営に係る経費> 1 中小企業又は団体（注11） 2 大学等（注12）

(注1) 神奈川県モデル医療機関認定要綱第5条第1項により認定された医療機関をいう。

(注2) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき県が指定した発熱診療等医療機関

(注3) 自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者の検査・外来を行う医療機関及び外来で中和抗体療法の施行を行う医療機関（県認定要綱第4条第2項第4号又は第6号に該当する重点医療機関協力病院）

(注4) 都道府県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修に参加する医師、看護師、臨床工学技士の派遣を行う医療機関（派遣元）

(注5) 新型コロナウイルス感染症に感染（同感染症の疑いがある場合を含む）し診療が行うことができなくなった医師又は薬剤師が勤務する医療機関・薬局において代わりに診療等に従事するため、医師又は薬剤師の派遣を行う医療機関・薬局。ただし、派遣先となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

(注6) 新型コロナウイルス感染により、休業・診療縮小を余儀なくされた医療機関・薬局。ただし、支援対象となる薬局については、日常生活圏域（具体的には中学校区）に1件のみ所在する薬局を対象とする。

別表 1

1 事業区分	2 実施者
(注7)	<p>「都道府県が選出する外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」とは、県が「外国人患者を受け入れる拠点的な医療機関」に選出した医療機関もしくは選出を予定している医療機関をいう。</p> <p>「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れを行う医療機関」とは、次に掲げる医療機関とする。</p> <p>① 帰国者・接触者外来を設置している又は設置を予定している医療機関</p> <p>② 入院を要する救急患者に対応可能な次の医療機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症指定医療機関 ・ 「今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について」(令和2年6月19日厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡)等に基づき、新型コロナウイルス感染症の患者等のための病床を確保している、もしくは、県の調整等に応じて入院患者等の受入を行う意向がある医療機関。 <p>(注8) 別添「『神奈川モデル』における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について」を参照のこと。</p> <p>(注9) 体外式膜型人工肺や人工呼吸器等を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等への高度な医療を提供する医療機関</p> <p>(注10) 県の判断のもと、時間外・休日の医療機関から、ワクチン接種を行う集団接種会場に医師・看護師等の医療従事者を派遣した場合に、当該派遣を行った医療機関(派遣元)</p> <p>(注11) 中小企業が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施するもので、当該中小企業又は団体が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限る。</p> <p>(注12) 大学、短期大学、高等専門学校、専門学校(以下「大学等」という。)の職域接種で所属の学生も対象とし、文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たすもので、当該大学等が接種を委託した外部の医療機関が出張して実施する職域接種に限る。</p>

「神奈川モデル」における重点医療機関等に係る国の指定要件との関係整理について

令和3年12月改訂

1 概要

神奈川県では、新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた医療体制「神奈川モデル」を定め、医療機関間の役割分担及び相互連携による医療提供体制を全国に先駆けて構築してきた。

具体的には、令和2年4月1日付けで「神奈川モデル医療機関認定要綱」（以下「県認定要綱」という。）を定め、各医療機関の役割を認定してきたところである。

一方、国では、令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」により、重点医療機関等の指定要件を定め、その後、令和3年11月24日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡『新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について』の改正について」（以下「国事務連絡」という。）により改正を行った。

また、県においても、令和3年12月1日付けで県認定要綱の改正を行った。

このため、県認定要綱と国事務連絡との関係を改めて整理する。

2 定義

- (1) 神奈川モデル重点医療機関等 県認定要綱第2条に定める高度医療機関、第3条に定める重点医療機関及び次項に定める神奈川モデル協力病院A
- (2) 神奈川モデル協力病院A 県認定要綱第4条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第2項第1号、第2号又は第5号に該当する医療機関
- (3) 神奈川モデル協力病院B 県認定要綱第4条に定める重点医療機関協力病院のうち同条第2項第3号、第4号又は第6号に該当する医療機関
- (4) 国の重点医療機関 国事務連絡の別紙1「新型コロナウイルス感染症重点医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関
- (5) 国の協力医療機関 国事務連絡の別紙2「新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」に定める指定要件（施設要件、受入患者に関する要件、機能要件等）に合致する医療機関

3 国の指定要件との関係

- (1) 神奈川モデル重点医療機関等については、国の重点医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル重点医療機関等に認定した日に遡って国の重点医療機関に指定したものとする。（ただし、協力病院Aについては、県認定要綱第4条第2項第1号に該当する医療機関）

この場合、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補

助金交付要綱別表1に定める事業区分(1)のうち消毒経費及び(2)並びに令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)交付要綱別表1に定める事業区分(2)のうち医療従事者の宿泊施設確保等、(3)及び(12)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、厚生労働省医政局経理室、健康局結核感染症課及び医薬・生活衛生局総務課事務連絡「令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)の実施に当たっての取扱いについて」(以下、「国実施に当たっての取扱い」という。)の別紙1又は別紙2にある「重点医療機関である特定機能病院等」又は「重点医療機関である一般病院」の上限額を適用する。

- (2) 神奈川モデル協力病院Aのうち疑い患者の受入れを行う医療機関(県認定要綱第4条第2項第2号に該当)については、国の協力医療機関の指定要件に合致していれば、県が神奈川モデル協力病院Aに認定した日に遡って国の協力医療機関に指定したものとす

る。
この場合、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表1に定める事業区分(1)のうち病床確保料及び消毒経費並びに令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)交付要綱別表1に定める事業区分(2)医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国実施に当たっての取扱いの別紙1又は別紙2にある「協力医療機関」の上限額を適用する。

- (3) 神奈川モデル協力病院Aのうち中和抗体薬療法を施行するために確保した専用病床において、主として神奈川県又は保健所設置市から紹介のあった適応患者の短期入院を受け入れる医療機関(県認定要綱第4条第2項第5号に該当)については、国の指定要件に合致しないことから、国の重点医療機関及び国の協力医療機関には指定しない。

この場合、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表2に定める事業区分(1)のうち病床確保料及び消毒経費並びに令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)交付要綱別表1(2)に定める医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

なお、病床確保料については、国実施に当たっての取扱いにある新型コロナウイルス感染症対策事業の上限額を適用する。

- (4) 神奈川モデル協力病院Bのうち新型コロナウイルス感染症以外の患者の入院管理を行う医療機関(県認定要綱第4条第2項第3号に該当)については、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金交付要綱別表1に定める事業区分(1)のうち消毒経費並びに令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)交付要綱別表1(2)に定める医療従事者の宿泊施設確保等及び(3)の実施者となることができる。

- (5) 神奈川モデル協力病院Bのうち自宅療養中又は宿泊療養中の新型コロナウイルス感染症患者の検査・外来診療を行う医療機関(県認定要綱第4条第2項第4号に該当)については、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金(医療分)

交付要綱別表 1 (4) の実施者となることができる。

(6) 神奈川モデル協力病院Bのうち外来での中和抗体療法の施行を行う医療機関（県認定要綱第 4 条第 2 項第 6 号に該当）は、令和 3 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表 1 (4) の実施者となることができる。

(7) 神奈川モデル重点医療機関等で、国の重点医療機関の指定要件に合致しないが、新型コロナウイルス感染症患者に高度な医療を提供する医療機関については、令和 3 年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱別表 1 に定める事業区分(12)の実施者となることができる。

なお、高度な医療を提供する医療機関とは、体外式膜型人工肺や人工呼吸器を用いて新型コロナウイルス感染症の重症患者等の治療を行う医療機関であって、整備対象設備を組み合わせる様々な容態の患者に対して効果的な治療を行う医療機関を指す。

(参考) 国の重点医療機関の主な指定要件

<p>施設要件</p>	<p>(1) 病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者あるいは疑い患者専用の病床確保を行っていること。 ※ 看護体制の 1 単位をもって病棟として取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考え方に依拠する。 ただし、ICU 病床内などで看護単位を分けることが困難な場合、1 看護単位を日ごとのシフト調整により「新型コロナ患者対応」と「一般患者対応」などに分割し、同日中に陽性又は疑い患者と一般患者を診療しない体制であっても要件に該当する。</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症患者等専用の病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。</p>
<p>受入患者（確定患者又は疑い患者）に関する要件</p>	<p>(1) 既に PCR 検査又は抗原検査で陽性と確定している患者 (2) 都道府県からの要請に基づき受入れを行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（新型コロナウイルス感染症疑い患者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 12 条第 1 項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）</p>
<p>機能要件</p>	<p>都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。また、令和 3 年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）実施要綱 3 (2) ウ (ア) に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同エ (エ) に規定するとおり、正当な理由なく断らないこと。</p>

報告事項	重点医療機関の管理者（代理の者）は重点医療機関として指定されている期間中は、毎日 G-MIS 及び HER-SYS に空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。
------	---

（参考）国の協力医療機関の主な指定要件

施設要件	<p>(1) 新型コロナウイルス感染症疑い患者専用の個室を設定して、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床を確保していること。</p> <p>(2) 確保しているすべての病床で、酸素投与及び呼吸モニタリングが可能であること。</p> <p>(3) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、個室であり、トイレやシャワーなど他の患者と独立した動線であること。</p> <p>(4) 新型コロナウイルス感染症疑い患者に対して必要な検体採取が行えること。</p> <p>(5) 新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れるための病床は、療養病床ではないこと。なお、療養病床の設備を利用して受入体制を確保する場合には、一般病床に病床種別を変更し、受け入れること。</p>
受入患者（疑い患者）に関する要件	都道府県からの要請に基づき受入を行っている、新型コロナウイルスに感染している恐れがあると医師が認めた、入院医療が必要な患者（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項の疑似症の届け出が出されているものに限る。）
機能要件	都道府県に対してあらかじめ日々の対象となる患者の受入可能数と最大受入可能数を示し、都道府県調整本部から入院患者受け入れ要請があった場合、原則速やかに受け入れること。また、令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（医療分）実施要綱3（2）ウ（ア）に規定する新型コロナウイルス感染症患者等の病床確保事業における病床確保に関して、同エ（エ）に規定するとおり、正当な理由なく断らないこと。
報告事項	協力医療機関の管理者（代理の者）は協力医療機関として指定されている期間中は、毎日G-MIS及びHER-SYSに空床数や患者の重症度等の入力を行うこと。

（参考）神奈川モデル認定医療機関が実施者となる事業内容一覧

事業内容		神奈川県モデル認定医療機関							
		高 度	重 点	協力病院					
				①	②	③	④	⑤	⑥
令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症患者等受入病床確保事業補助金									
(1)	新型コロナウイルス感染症対策事業 （病床確保料）				○			○	
	新型コロナウイルス感染症対策事業 （消毒経費）	○	○	○	○	○		○	○
(2)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関	○	○	○					

	体制整備事業								
令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）									
(2)	新型コロナウイルス感染症対策事業 （医療従事者宿泊）	○	○	○	○	○		○	
(3)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	○	○	○	○	○		○	
(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業						○		○
(12)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	○	○	○					

(参考) 神奈川モデル認定医療機関と国の重点医療機関等との関係

神奈川モデル		国の重点医療機関	国の協力医療機関	その他
高度医療機関		○		
重点医療機関		○		
重点医療機関 協力病院	①	○		
	②		○	
	③			○
	④			○
	⑤			○
	⑥			○

※国の重点医療機関及び国の協力医療機関は、国が定める指定要件を満たす必要がある。

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業に係る対象地域について

1 趣旨

令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業のうち、「時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業」については、ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域におけるワクチン接種体制の強化を目的とし、対象地域については、「地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域」とされている。

そこで、本県における当該事業の対象地域の認定について、考え方を整理する。

【参考】(新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業実施要綱から抜粋)

(9) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

エ 留意事項

(ア) ワクチン接種のための医療従事者の確保が困難な地域として、地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域への派遣を対象とする(※)。

※ 地域の実情に応じて都道府県が必要と認める地域として、例えば、次のような地域などが該当すると考えられるが、いずれにしても地域の実情に応じて都道府県が判断した地域を対象とする。

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言により緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域及び確保病床使用割合がステージⅣの指標である50%を超える地域(該当した地域は令和4年3月までの期間中適用)
- ・ 医療法に基づき都道府県が定める医師少数区域(二次医療圏)

2 本県の対象地域について

県内全域を対象とする。

※ なお、対象地域となった場合には、令和4年3月までの期間対象適用となります。

(対象地域の認定事由)

- ・ 令和3年4月20日以降、3政令市については継続的に、その他の市町についても、感染状況に応じて随時、まん延防止等重点措置の対象区域として指定されている。
- ・ また、令和3年8月2日以降、神奈川県が緊急事態措置区域に指定され、県内全市町村が対象となった。

別表2

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・ 宿泊施設借上げ費の室料 1室当たり13,100円/日 ・ 食費 1食当たり1,500円 (飲料代及び配送費は除く) 1日当たり4,500円 (飲料代及び配送費は除く)	賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金、往診等に要する経費
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・ 初度設備費 1床当たり 133,000円 ・ 人工呼吸器及び付帯する備品 1台当たり 5,000,000円 ※ネーザルハイフローに係る機器を含む ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円 ・ 簡易陰圧装置 1床当たり 4,320,000円 ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・ 体外式膜型人工肺及び付帯する備品 1台当たり21,000,000円 ・ 簡易病室 ^(注1) 及び付帯する備品 実費相当額	初度設備を購入するために必要な需用費（消耗品費）、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【上限額】 ・ HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 1施設当たり 905,000円 ・ HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり 205,000円 ・ 個人防護具 1人当たり 3,600円 ・ 簡易ベッド 1台当たり 51,400円 ・ 簡易診療室 ^(注2) 及び付帯する備品 実費相当額	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(5) 感染症検査機関等設備整備事業	知事が必要と認めた額 【整備対象設備】 ・ 次世代シークエンサー ・ リアルタイムPCR装置（全自動PCR検査装置を含む） ・ 等温遺伝子増幅装置 ・ 全自動化学発光酵素免疫測定装置	使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(6) 感染症対策専門家派遣等事業	知事が必要と認めた額	賃金、報酬、謝金、時間外勤務手当、特殊勤務手当、会議費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 <p>※対象経費に、県が実施する新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する医療従事者養成研修事業に医師等を派遣する場合、派遣後の診療体制を構築するための経費及び派遣する医師等の旅費・宿泊費等を含める</p> <p>(重点医療機関に派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり5,520円 <p>令和3年8月19日以降に重点医療機関に医師以外の医療従事者を派遣する場合 1人1時間当たり8,280円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(重点医療機関に新型コロナウイルス感染症重症患者に対応する看護職員を派遣する場合)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・看護職員 1人1時間当たり8,280円 <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される看護職員の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	賃金、報酬、謝金、旅費、役務費（保険料）、委託料、補助及び交付金

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 (医療チーム派遣経費) ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 ・業務調整員 1人1時間当たり1,560円</p> <p>(令和3年8月16日以降に 臨時の医療施設、健康管理を強化した宿泊療養施設、入院待機ステーションに派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p> <p>(重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり 5,520円 令和3年8月19日以降に重点医療機関に医師以外の医療従事者を派遣する場合 1人1時間当たり 8,280円 ・業務調整員 1人1時間当たり 3,120円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・看護師等の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、需用費(消耗品費、材料費、燃料費、食糧費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、補助及び交付金</p>
<p>(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】 ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・薬剤師 1人1時間当たり2,760円</p> <p>(重点医療機関に派遣する場合) ・医師 1人1時間当たり15,100円 ・薬剤師 1人1時間当たり5,520円 令和3年8月19日以降に重点医療機関に薬剤師を派遣する場合 1人1時間当たり 8,280円</p> <p>※派遣元医療機関等においては、補助基準額の引上げ分を活用して、派遣される医師・薬剤師の処遇に配慮するよう留意すること。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、旅費、役務費(保険料)、委託料、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・HEPAフィルター付空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る） 購入額の1/2（事業者負担が1/2） <p>※購入額の上限は1台当たり905,000円 ※1施設当たりの上限は2台（但し薬局については1台）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒費用等 総事業費の1/2（事業者負担が1/2） <p>※総事業費の上限は1施設当たり600,000円</p>	<p>需用費（消耗品費）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1施設当たり1,083,000円とし、入院を要する救急患者に対応可能な感染症指定医療機関等の場合は、1か所に限り429,000円を加算する。 	<p>備品購入費、補助及び交付金</p>
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・超音波画像診断装置 1台当たり 11,000,000円 ・血液浄化装置 1台当たり 6,600,000円 ・気管支鏡 1台当たり 5,500,000円 ・CT撮影装置等（画像診断支援プログラムを含む） 1台当たり 66,000,000円 ・生体情報モニタ 1台当たり 1,100,000円 ・分娩監視装置 1台当たり 2,200,000円 ・新生児モニタ 1台当たり 1,100,000円 	<p>使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

1 事業区分	2 基準額	3 対象経費
<p>(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初度設備費 1床当たり133,000円 ・個人防護具 1人当たり3,600円 ・簡易陰圧装置 1床当たり4,320,000円 ・簡易ベッド 1台当たり51,400円 ・簡易診療室^(注2)及び付帯する備品 実費相当額 ・HEPAフィルター付空気清浄機(陰圧対応可能なものに限る。) 1施設当たり905,000円 ・HEPAフィルター付パーテーション 1台当たり205,000円 ・消毒経費 実費相当額 ・救急医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者の診療に要する備品 1施設当たり300,000円 ・周産期医療又は小児医療を担う医療機関において、新型コロナウイルス感染症を疑う患者に使用する保育器 1台当たり1,500,000円 <p>※ 事務委託料等については、令和2年度に交付された新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業及び医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業の精算事務に係る経費に限る。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院医療機関 1施設当たり10,000,000円 ・宿泊療養施設 1施設当たり 2,000,000円 	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料、医薬材料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医師 1人1時間当たり7,550円 ・医師以外の医療従事者 1人1時間当たり2,760円 <p>※時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業については、市町村の補助金交付事務に係る事務委託料・事務費も対象となる。</p>	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>
<p>(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業</p>	<p>知事が必要と認めた額</p> <p>【上限額】</p> <p>(職域接種促進のための支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職域接種会場の設置、運営に係る経費 接種1回当たり1,000円 	<p>賃金、報酬、謝金、会議費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料)、役務費(通信運搬費、手数料、保険料)、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、補助及び交付金</p>

(注1) 簡易病室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に入院医療を提供する病室をいう。

(注2) 簡易診療室とは、テントやプレハブなど簡易な構造をもち、緊急的かつ一時的に設置するものであって、新型コロナウイルス感染症患者等に外来診療を行う診療室をいう。

第1号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

提出者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業実施計画

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要
綱第3条の規定に基づき、次のとおり事業実施計画を提出します。

- 1 令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に
関する事業実施計画（別紙1）
- 2 事業の実施に要する経費に関する調書（別紙2）
- 3 添付書類

第2号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

申請者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
交付申請書

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要
綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を申請します。

- 1 （新規 ・ 変更）交付申請額 金 円
- 2 令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関
する事業実施計画（個票）（別紙3）
- 3 事業の実施に要する経費に関する調書（個票）（別紙4（1）～（16））
- 4 添付書類
 - (1) 役員等氏名一覧表（第9号様式）
 - (2) 歳入歳出予算書抄本
 - (3) その他参考となる書類（見積書、カタログ、パーテーション及び空気清浄機の
場合は設置場所の図面等）

第3号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

届出者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）

交付申請取下げ届出書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の交付の申請は、次の理由により取り下げたいので、令和3年神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第7条第2項の規定に基づき届け出ます。

〈取下げを必要とする理由〉

第4号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

申請者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業変更(中止、廃止)承認申請書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に係る事業について、次のとおり変更（中止、廃止）したいので、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第10条の規定に基づき申請します。

1 変更（中止、廃止）の内容

事業の内容	変更（中止、廃止）前	変更（中止、廃止）後

2 変更（中止、廃止）の理由

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業実施状況報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に係る実施状況に関し、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 補助事業実施状況の概要
- 2 補助事業の実施に要する経費の使用状況

（単位：円）

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	計画額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			

第6号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
事業実績報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助事業を完了（中止、廃止）しましたので、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第12条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

- 1 精算額金 円
- 2 令和3年神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施実績（別紙5）
- 3 事業の実施に要した経費精算額算出内訳（別紙6）
- 4 添付書類
 - (1) 歳入歳出決算書抄本
 - (2) 別紙6に掲げる対象経費の支出額を証する資料
 - (3) 別紙6に掲げる総事業費及び寄付金その他収入額を証する資料
 - (4) 契約書の写し、納品書の写し等

年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）について、令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）交付要綱第9条第1号キ及び第2号キの規定に基づき、次のとおり報告します。

- | | | |
|---------------------------|------|------|
| 1 補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 消費税の申告の有無（どちらかを選択） | 有 | 無 |
| （2で「無」を選択の場合は以下不要） | | |
| 3 仕入控除税額の計算方法（どちらかを選択） | 一般課税 | 簡易課税 |
| （3で「簡易課税」を選択の場合は以下不要） | | |
| 4 補助金の額の確定時に減額した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 5 消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 6 補助金返還相当額（5から4の額を差し引いた額） | 金 | 円 |

- （注） 1 別紙として積算の内訳を添付すること。
2 補助金返還相当額がない場合であっても、報告すること。

第8号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

令和 年 月 日

神奈川県知事 殿

郵便番号

所在地

報告者氏名又は名称（法人の場合は代表者氏名も記載）

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）
支払請求書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった令和3年度神奈川県
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金の精算払い（第 回概算払い）を受けたい
ので、令和3年神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金交付要綱第14
条第2項の規定に基づき、次のとおり請求します。

1. 今回請求額 _____ 円也

2. 請求額の内訳

① 交付決定額	円	
② 確定額	円	実績額
③ 既受領額	円	
④ 今回請求額	円	②-③
⑤ 残額	円	②-(③+④)

3. 補助金振込先

金融機関名		本店・支店
金融機関コード		
口座番号	普通・当座	
口座名義（カナ）		

第9号様式（用紙 日本産業規格A4縦長型）

役員等氏名一覧表

年 月 日現在の役員

役職名	氏名	氏名のカナ	生年月日 (大正 T,昭和 S,平成 H)	性別 (男・女)	住所
代表者			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		
			T S H		

記載されたすべての者は、代表者又は役員に暴力団員がないことを確認するため、本様式に記載された情報を神奈川県警察本部に照会することについて、同意していることを証します。

氏名又は法人名称
(法人の場合は代表者氏名も記載)

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請にあたって

○補助金の申請書のうち、【別紙1、別紙2、別紙3、別紙4】の作成にあたっては、このエクセルを使用してください。

○エクセルへの入力にあたっては、薄水色で着色されたセルに、金額や文字を入力してください。

○白色（無着色）のセルには、計算式等が既に入力されています。

○別紙4を作成すると、別紙1、別紙2、別紙3の必要な項目が自動で転記されます。

○そのため、別紙4から作成すると便利です。

別紙1から4の様式は次のとおりです。

別紙1	令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画
別紙2	事業の実施に要する経費に関する調書（令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分））
別紙3（#）	令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）
別紙4（#）	事業の実施に要する経費に関する調書（個票）

このうち、別紙3、別紙4につきましては、エクセルのシートに（ ）カッコで番号が附番されています。各事業ごと別紙3及び別紙4の提出が必要です。

(1)	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業
(2)	新型コロナウイルス感染症対策事業
(3)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業
(5)	感染症検査機関等設備整備事業
(6)	感染症対策専門家派遣等事業
(7)	新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
(8)	DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業
(9)	新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業
(10)	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業
(11)	医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業
(12)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
(13)	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
(14)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業
(15)	時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業
(16)	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

令和 3 年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画

事業者名：

事業区分	事業概要	総事業費 (A) 円	うち国庫交付額 (B) (千円未満切捨)円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業				
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業				
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業				
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業				
(5) 感染症検査機関等設備整備事業				
(6) 感染症対策専門察派遣等事業				
(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業				
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業				
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業				
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業				
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業				
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業				
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業				
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業				
(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業				
(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業				
合計				

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容 (円)

名称	内訳	事業費（総額）
①軽症者等の療養体制の確保に係る経費		
②その他（医療従事者の宿泊施設借上げ費等）		
計		

3 事業費 (千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容 (円)

名称	内訳	事業費（総額）
帰国者・接触者外来等設備整備事業		
計		

3 事業費 (千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(5) 感染症検査機関等設備整備

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名称	内訳	事業費（総額）
感染症検査機関等設備整備事業		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(6) 感染症対策専門家派遣等事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容 (円)

名称	内訳	事業費（総額）
感染症対策専門家派遣等事業		
計		

3 事業費 (千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(7) 新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業		
派遣後の診療体制を構築するための経費		
派遣する医師等の旅費、宿泊費等		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(8) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容 (円)

名称	内訳	事業費（総額）
①医療チーム派遣経費		
②医療チーム活動費		
計		

3 事業費 (千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(10)新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容 (円)

名称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業		
計		

3 事業費 (千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名称	内訳	事業費（総額）
医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容 (円)

名称	内訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業		
計		

3 事業費 (千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名 称	内 訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名 称	内 訳	事業費（総額）
新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名称	内訳	事業費（総額）
① 派遣に関する経費		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施計画（個票）

事業者名	医療法人 ●●会 ○○病院
代表者名	院長 ○○ △△
事業区分	(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

I 事業計画

1 必要理由（経緯、問題点等についても整理し、記載すること。）

新型コロナウイルス感染症対策のため

2 事業の内容

(円)

名 称	内 訳	事業費（総額）
① 接種会場の設置、運営に係る経費		
計		

3 事業費

(千円)

(歳入)		(歳出)	
国庫補助		事業費	
県等費補助			
一般財源			
起債			
寄付金その他			
計		計	

II 添付書類

- 1 予算書（又は見込書）抄本
- 2 カタログ及び見積書
- 3 その他参考となる書類（パーティション及び空気清浄機の場合は設置場所の図面）

別紙 4 (2)

新型コロナウイルス感染症対策事業

① 感染症等の感染体制の確保に係る経費

対象経費	延べ 借り上げ日数	基準額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料 番号等
		単価(円)	金額(円) [a]			
宿泊施設借上に係る室料			13,100			
有料施設等(会議室、レストラン等)						
食費	1食		1,500			
	1日		4,500			
			計			

対象経費	対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料 番号等
	種算内訳	金額(円) [b]			
賞金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
往診等に要する経費					
		計			
		小計①			

州国者・疫触者外来等設備整備事業

品目	基価額		対象品数量・出予算額					運定額(円) (a or b)	備考	添付資料 番号等
	品数	単価(円)	金額(円) [a]	規格	数量	単価(円)	金額(円) [b]			
HEPAフィルター付き 空気清浄機		905,000								
HEPAフィルター付き パーテーション		205,000								
個人防護具		3,600								
簡易ベッド		51,400								
新型コロナウイルス及び付帯する物品										
		別紙2_総事業費(A)								
		別紙2_運定額(D)								

別紙4 (7)

新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業

対象経費	従事者数	延べ時間数	基礎額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料 番号等
			単価(円)	金額(円) [a]	単価(円)	金額(円) [b]			
医師			7,550						
医師以外の医療従事者			2,760						
医師 (重点医療機関に派遣する場合)			15,100						
医師以外の医療従事者 (重点医療機関に派遣する場合)			5,520						
医師以外の医療従事者 (令和3年8月19日以降に重点医療機関 に派遣する場合)			8,280						
看護職員 (重点医療機関に新型コロナウイルス感 染症重症患者に対応する看護職員を派遣 する場合)			8,280						
				別紙2_総事業費(A)					
					別紙2_選定額(D)				

別紙4 (8)

DMAT・DPA等医師チーム派遣事業

①医師チーム派遣経費

対症経費	延べ時間数	基準額		対象経費支出内訳		滞留額(円) (a or b)	備考	旅行費等 番号等	
		単価(円)	金額(円)	種類(円)	金額(円)				
医師		7,530							
医師以外の医療従事者		2,760							
業務調整員		1,380							
医師 (令和3年8月18日以前に臨時の 医療従事者として派遣された症 例調整員、医療従事者(チーム) に該当する場合)		15,100							
医師以外の医療従事者 (令和3年8月18日以前に臨時の 医療従事者として派遣された症 例調整員、業務調整員(チーム) に該当する場合)		2,300							
業務調整員 (令和3年8月18日以前に臨時の 医療従事者として派遣された症 例調整員、業務調整員(チーム) に該当する場合)		3,120							
医師 (重篤医療機関に派遣する場合)		15,100							
医師以外の医療従事者 (重篤医療機関に派遣する場合)		3,300							
医師以外の医療従事者 (令和3年8月19日以前に重篤症 例調整員として派遣する場合)		8,230							
業務調整員 (重篤医療機関に派遣する場合)		3,120							
管理職員 (重篤医療機関に新型コロナウイルス 感染症医療従事者に対する専 門職員を派遣する場合)		8,230							
小計①									

②医師チーム経費

対症経費	対象経費支出内訳		滞留額(円)	備考	旅行費等 番号等
	種類内訳	金額(円)			
基金・振替・贈与					
経費	消耗品費				
	材料費				
	燃料費				
	賃借料				
	雑費				
委託料	委託料				
	印刷費及び書籍料				
補助金交付金	補助金交付金				
小計②					

別紙2 経費集計
別紙3 滞留額 ①

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

①入院医療機関

対象種数	対象経費支出予定額		速定額(円)	備考	添付資料 番号等
	種別内訳	金額(円) [b]			
資金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
	医薬材料費				
役員費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
	計				

② 患者等の療養体制の確保に係る経費

対象経費	対象経費支出予定額		選定額(円)	備考	添付資料 番号等
	積算内訳	金額(円) [b]			
賃金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
	医薬材料費				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
	計				

科目	金額(円)	備考
対象経費		
計		

1. 作成日
 2. 作成者
 3. 承認者
 4. 承認日

① 派遣に関する経費

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出予定額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料 番号等
			単価(円)	金額(円) [a]	単価(円)	金額(円) [b]			
医師			7,550						
医師以外の医療従事者			2,760						
			対象経費①						
			小計①						

② その他経費 (市町村の補助金交付事務に係る委託料・事務費)

対象経費	対象経費支出予定額		備考	添付資料 番号等
	積算内訳	金額(円) [b]		
資金・報酬・謝金				
会議費				
旅費				
常用費	消耗品費			
	印刷製本費			
	材料費			
	光熱水費			
	燃料費			
役務費	通信運搬費			
	手数料			
	保険料			
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
補助及び交付金				
		小計②		
				総事業費計別紙2(A)
				合計 (①+②) 別紙2(D)

① 接種会場の設置、運営に係る経費

対象経費	対象経費支出予定額		備考	添付資料 番号等
	積算内訳	金額(円)		
賃金・報酬・謝金				
会議費				
旅費				
需用費	消耗品費			
	印刷製本費			
	材料費			
	光熱水費			
	燃料費			
	修繕料			
役務費	通信運搬費			
	手数料			
	保険料			
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
補助及び交付金				
		別紙2_総事業費 (A)		

② 接種会場の設置、運営に係る経費の上限額

対象経費	接種回数(a)	基準額(b)		選定額(円) (a×b)	備考	添付資料 番号等
		単価(円)				
接種会場の設置、運営に係る経費		1,000				
		別紙2_選定額 (D)				

令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）の申請にあたって

○補助金の実績報告書のうち、【別紙5、別紙6】の作成にあたっては、このエクセルを使用してください。

○エクセルへの入力にあたっては、薄水色で着色されたセルに、金額や文字を入力してください。

○白色（無着色）のセルには、計算式等が既に入力されています。

○別紙6（#）を作成すると、別紙5、別紙6の必要な項目が自動で転記されます。

○そのため、別紙6（#）から作成すると便利です。

別紙1から4の様式は次の通りです。

別紙5	令和3年度神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施実績
別紙6	事業の実施に要した経費精算額算出内訳（令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分））
別紙6（#）	事業の実施に要した経費に関する調書（個票）

このうち、別紙6につきましては、エクセルのシートに（ ）カッコで番号が附番されています。各事業ごと別紙6の提出が必要です。

(1)	新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業
(2)	新型コロナウイルス感染症対策事業
(3)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業
(4)	帰国者・接触者外来等設備整備事業
(5)	感染症検査機関等設備整備事業
(6)	感染症対策専門家派遣等事業
(7)	新型コロナウイルス重症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業
(8)	DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業
(9)	新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業
(10)	新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業
(11)	医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業
(12)	新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業
(13)	新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業
(14)	新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業
(15)	時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業
(16)	新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

令和3年度 神奈川県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分）に関する事業実施実績

事業者名：

事業区分	事業概要	総事業費 (A) 円	うち国庫交付額 (B) (千円未満切捨)円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業				
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業				
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業				
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業				
(5) 感染症検査機関等設備整備事業				
(6) 感染症対策専門家派遣等事業				
(7) 新型コロナウイルス感染症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業				
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業				
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業				
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する経緯・再開支援事業				
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業				
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業				
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業				
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業				
(15) 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業				
(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業				
合計				

事業の実施に要した経費精算額算出内訳（令和3年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金（医療分））

事業区分	総事業費 (A) 円	事業における 寄付金その他 収入額 (B) 円	総事業費から 寄付金その他 収入額を控除した額 (C) = (A) - (B) 円	選定額 (D) 円	公費補助額 (E) = (C) or (D) (千円未満は切り捨て) 円	備考
(1) 新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口設置事業						
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業						
(3) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業						
(4) 帰国者・接触者外来等設備整備事業						
(5) 感染症検査機関等設備整備事業						
(6) 感染症対策専門家派遣等事業						
(7) 新型コロナウイルス重症症患者を診療する医療従事者派遣体制の確保事業						
(8) DMAT・DPAT等医療チーム派遣事業						
(9) 新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業						
(10) 新型コロナウイルス感染症により休業等となった医療機関等に対する継続・再開支援事業						
(11) 医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業						
(12) 新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業						
(13) 新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業						
(14) 新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受け入れ体制確保事業						
(15) 時間外・休日のワークチャット支援会場への医療従事者派遣事業						
(16) 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業						
合計						

新型コロナウイルス感染症対策事業

①軽症者等の療養体制の確保に係る経費

対象経費	延べ 借り上げ日数	基準額		対象経費支出額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料 番号等
		単価(円)	金額(円) [a]	単価(円)	金額(円) [b]			
宿泊施設借上に係る室料		13,100						
有料施設等(会議室、レストラン等)								
食費	1食	1,500						
	1日	4,500						
				計				

対象経費	対象経費支出額		選定額(円)	備考	添付資料 番号等
	種別内訳	金額(円) [b]			
賞金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
	通信運搬費				
役務費	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び貸借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
往診等に要する経費					
		計			
		小計①			

※宿泊施設借上に係る室料、有料施設等を除く

新型コロナウイルス重症患者を診察する医療従事者派遣体制の確保事業

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出額		選定額(円) (a or b)	備考	派付資料 番号等
			単価(円)	金額(円) [a]	単価(円)	金額(円) [b]			
医師			7,550						
医師以外の医療従事者			2,760						
医師 (重点医療機関に派遣する場合)			15,100						
医師以外の医療従事者 (重点医療機関に派遣する場合)			5,520						
医師以外の医療従事者 (令和3年8月19日以降に重点医療機関 に派遣する場合)			8,280						
看護職員 (重点医療機関に新型コロナウイルス感 染症重症患者に対応する看護職員を派遣 する場合)			8,280						
			別紙6_総事業費(A)						
			別紙6_選定額(D)						

①医療チーム派遣経費

対象経費	従業者数	延べ時間数	標準額		対象経費支出額		進捗率(%) (a or b)	備考	派付資料 番号等
			単価(円)	金額(円) (c)	単価(円)	金額(円) (d)			
医師			7,850						
医師以外の医療従事者			2,700						
業務調整員			1,800						
医師 (令和3年8月18日以前に臨時の医療従事者 健康保険を納付した者 労務調整員、入職研修センターに派遣する者)			15,100						
医師以外の医療従事者 (令和3年8月18日以降に臨時の医療従事者 健康保険を納付した者 労務調整員、入職研修センターに派遣する者)			5,520						
業務調整員 (令和3年8月18日以降に臨時の医療従事者 健康保険を納付した者 労務調整員、入職研修センターに派遣する者)			3,120						
医師 (重篤な医療機関に派遣する場合)			15,100						
医師以外の医療従事者 (重篤な医療機関に派遣する場合)			5,520						
医師以外の医療従事者 (令和3年8月18日以前に重篤な医療機関に派遣する場合)			8,280						
業務調整員 (重篤な医療機関に派遣する場合)			3,120						
管理職員 (重篤な医療機関に派遣する場合)			8,280						
小計①									

②医療チーム経費

対象経費	標準内訳		進捗率(%)	備考	派付資料 番号等
	金額(円) (e)	金額(円) (f)			
賞与・報酬・謝金					
旅費					
需用費	消耗品費				
	材料費				
	燃料費				
	食糧費				
役員費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料	委託料				
	使用料及び賃借料				
補助及び交付金					
小計②					

別紙6 標準内訳表 (1)
別紙6 進捗率 (1)

新型コロナウイルスに感染した医師等にかわり診療等を行う医師等派遣体制の確保事業

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料 番号等
			単価(円)	金額(円) [a]	単価(円)	金額(円) [b]			
医師			7,550						
薬剤師			2,760						
医師 (重点医療機関に派遣する場合)			15,100						
薬剤師 (重点医療機関に派遣する場合)			5,520						
薬剤師 (令和3年8月19日以降に重点医療機関 に派遣する場合)			8,280						
			別紙6_総事業費(A)						
			別紙6_選定額(D)						

別紙 6 (11)

医療機関における新型コロナウイルス感染症の外国人患者受入れのための設備整備事業

対象経費	対象経費支出額		備考	添付資料 番号等
	積算内訳	金額(円)【b】		
備品購入費				
補助及び交付金				
	別紙 6 _総事業費 (A) 別紙 6 _選定額 (D)	0		

別紙 6 (14)

新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等における外国人患者の受入れ体制確保事業

①入院医療機関

対象経費	対象経費支出額		遡定額(円)	備考	添付資料 番号等
	種別内訳	金額(円) [b]			
資金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
	医薬材料費				
役務費	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
	計				

② 権証者等の療養体制の確保に係る経費

対象経費	対象経費支出額		選定額(円)	備考	係付資料 番号等
	種目内訳	金額(円) [b]			
資金・報酬・謝金					
会議費					
旅費					
需用費	消耗品費				
	印刷製本費				
	材料費				
	光熱水費				
	燃料費				
	修繕料				
役務費	医薬材料費				
	通信運搬費				
	手数料				
	保険料				
委託料					
使用料及び賃借料					
備品購入費					
補助及び交付金					
	計				

別紙6 総事業費 (A)	
別紙6 選定額 (D)	

時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業

医療従事者等派遣事業費

対象経費	従事者数	延べ時間数	基準額		対象経費支出額		選定額(円) (a or b)	備考	添付資料 番号等
			単価(円)	金額(円) [a]	単価(円)	金額(円) [b]			
医師			7,650						
医師以外の医療従事者			2,760						
					対象経費①				
					小計①				

② その他経費 (市町村の補助金交付事務に係る委託料・事務費)

対象経費	対象経費支出予定額		備考	添付資料 番号等
	積算内訳	金額(円) [b]		
賃金・報酬・謝金				
会議費				
旅費				
需用費	消耗品費			
	印刷製本費			
	材料費			
	光熱水費			
	燃料費			
役務費	通信運搬費			
	手数料			
	保険料			
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
補助及び交付金				
	小計②			
総事業費計別紙6(A)				
合計 (①+②) 別紙6(D)				

① 接種会場の設置、運営に係る経費

対象経費	対象経費支出額		備考	添付資料 番号等
	積算内訳	金額(円)		
賃金・報酬・謝金				
会議費				
旅費				
需用費	消耗品費			
	印刷製本費			
	材料費			
	光熱水費			
	燃料費			
	修繕料			
役務費	通信運搬費			
	手数料			
	保険料			
委託料				
使用料及び賃借料				
備品購入費				
補助及び交付金				
		別紙6_総事業費 (A)		

② 接種会場の設置、運営に係る経費の上限額

対象経費	接種回数(a)	基準額(b)		運定額(円) (a×b)	備考	添付資料 番号等
		単価(円)				
接種会場の設置、運営に係る経費		1,000				
		別紙6_運定額 (D)				